

法テラス用語の解説

総務

1 司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」の3つの柱を基本理念として行われた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）において、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同報告書内の「国民の期待に応える司法制度の構築」において、「司法へのアクセスを拡充するため、利用者の費用負担の軽減、民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」とされ、法テラスの設立につながった。

2 総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

3 法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行っている。

4 全国の法テラス事務所

- 地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスが行うすべての業務を行う。
- 支部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスが行う5つの本来業務を行う。
- 出張所：民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。
- 地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。
- 被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島県の7か所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えている。各種専門士業による「よろず相談」も実施している。

情報提供業務

5 法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

6 多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度や相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみなし）」。

7 被災者専用フリーダイヤル(震災 法テラスダイヤル)

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨。

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。

8 「よくある質問と答え」(FAQ)

サポートダイヤルや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。令和2年3月31日現在、約5,000件のFAQを整備している。

9 よろず相談

東日本大震災をきっかけに、宮城、福島、岩手3県に設けられた被災地出張所において実施。被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるよう、弁護士、司法書士のほか、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などの各専門士業による相談会を実施している。

民事法律扶助業務

10 センター相談／事務所相談

- センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談
- 事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談

11 出張相談／巡回相談／指定相談場所

- 出張相談：弁護士又は司法書士が出張して実施する法律相談
- 巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所に赴いて実施する法律相談
- 指定相談場所：地方事務所長が指定して、法律相談援助を行う場所

12 援助(資力)要件

- 収入や資産が一定の基準を超えていないこと。
- 法律相談援助、代理援助・書類作成援助を利用するには、当該要件に該当する必要がある。

13 法律相談援助

- 民事法律扶助業務で最も一般的な法律相談。
- 収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士又は司法書士による無料法律相談を行う。

14 特定援助対象者法律相談援助

- 平成30年1月24日施行
- 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対して、支援機関からの申入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張法律相談を行う。
- 対象者の収入や資産が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

15 被災者法律相談援助

- 平成28年7月1日施行
- 政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生日から最長で1年間、資力を問わない無料法律相談を行う。
- これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号に適用された。

16 電話等法律相談援助

- 新型インフルエンザ等緊急事態の発生により、面談での法律相談の実施が困難となった場合に、その代替措置として、一定の実施期間を定めて、電話やインターネット上のWeb 会議ソフト等を用いて法律相談を行う。

17 震災法律相談援助

- 「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行う。

18 代理援助／書類作成援助

- 代理援助：民事裁判等手続に関して、代理人となる弁護士・司法書士費用（実費・報酬など）の立替えを行う。
- 書類作成援助：裁判所に提出する書類の作成を司法書士又は弁護士に依頼する費用の立替えを行う。
- いずれも立替金の償還は原則として事件の開始時から始まる。

19 震災代理援助／震災書類作成援助

- 「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（震災代理援助、震災書類作成援助）。
- いずれも立替金の償還は事件の終結後から始まる。

20 簡易援助

- 法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

21 援助開始決定／終結決定

- 援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
- 援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払い方法などを決定する。

22 立替金(着手金・実費・報酬金)

- 弁護士・司法書士費用等について、法テラスが被援助者に代わって一時的に立替払いした金員。被援助者は原則毎月法テラスに返済する。以下の金員を立て替える。
- 着手金：弁護士が事件の依頼を受けたときに支払いを受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士が受け取るもの。
- 実費：弁護士が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費、予納郵便券など。
- 報酬金：弁護士が一定の成果を得られたときに支払いを受ける金員。

法テラス用語の解説

23 償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が分割で返済すること。

24 免除／猶予

- 免除：立替金の償還を不要とすること。
- 猶予：立替金の償還を一定期間止めること。
いずれも、一定の要件等がある。

25 ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助事業を行っている。

26 民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

国選弁護等関連業務

27 国選弁護制度(国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士)

刑事事件で勾留・起訴された人が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約（国選弁護人契約）を結んだ弁護士（国選弁護人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

28 国選付添制度(国選付添人契約、国選付添人契約弁護士)

少年事件について、一定の重大事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約（国選付添人契約）を結んだ弁護士（国選付添人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

29 指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する（指名通知請求）。

法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し（指名打診）、承諾を得て裁判所に通知する（指名通知）。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する（選任）。

司法過疎対策・常勤弁護士

30 常勤弁護士(スタッフ弁護士)

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関して他人の法律事務を契約している弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士。司法過疎対策、民事法律扶助及び国選弁護等の重要な担い手である。

31 司法過疎地域

弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者（以下「弁護士等」という。）がその地域にいないことその他の事情により、当該地域の居住者が、弁護士等に対して、法律事務の取扱いを依頼することに困難な状況にある地域。

32 司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。当該司法過疎地域の居住者等の依頼に応じ、相当の対価を得て、常勤弁護士（スタッフ弁護士）が法律事務を取り扱う。

33 有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、依頼者等から相当の対価を得て法律事務を行う事件。基本的には、司法過疎地域事務所においてスタッフ弁護士が取り扱っているが、地方裁判所の本庁所在地等に設置している法テラスの法律事務所においても、スタッフ弁護士が例外的に取り扱っている。

34 隣接法律専門職者

弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

35 司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関の職員等や法律専門家である弁護士・司法書士と協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

36 養成事務所・養成弁護士

常勤弁護士（スタッフ弁護士）が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任するために、原則1年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」という。養成を受ける法律事務所のことを養成事務所といい、養成期間中の常勤弁護士のことを養成弁護士という。

犯罪被害者支援業務

37 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが法制度や相談窓口等の情報提供を行っている。

必要に応じて法テラス地方事務所へ支援の引き継ぎを行う。

電話番号は「0570-079714（なくことないよ）」。

38 DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行

特定侵害行為(DV、ストーカー、児童虐待)を現に受けている方（現に受けている疑いがある方も含む）に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

39 被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

40 被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

法テラス用語の解説

41 選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

42 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料(宿泊が必要と認められる場合)を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。